

**今回のテーマ：雇用調整助成金の内容が変更！？**

Q. 雇用調整助成金の内容が変更されたと聞きました。どのような内容になったのでしょうか？

A. 雇用調整助成金はコロナ禍の中、特例措置として手厚い給付が行われています。この特例措置の内容が5月以降、具体的には5月、6月は内容を一部変更して引き続き特例措置を行うことになりました。

大きな特徴としては、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出ていない地域における雇用調整助成金の上限額が、従来15,000円だったものが、13,500円になったことです。また、解雇等を行っていない場合、中小企業においては助成率が「10分の10」だったものが、「10分の9」となりました。基本的には縮減方向といえます。

その他、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出ている地域や業況特例など、手厚い給付が支給される場合もありますので、詳細は厚生労働省のホームページで確認してみてください。

**上限額が、15,000円→13,500円に！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**